

令和 3 年 8 月 20 日

サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議の開催について

1. 趣旨

衣服については、原材料調達から生産、使用、廃棄の各段階での環境負荷等の様々な課題が内外で指摘されており、我が国においても社会全体での取組が不可欠となっている。サステナブルファッションの推進に向け、消費者庁、経済産業省及び環境省が連携・協力し、事業者及び消費者の双方に向けた取組を計画的に進めるため、サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議（以下、「連携会議」という。）を開催する。

2. 構成

（1）連携会議の構成員は、次のとおりとする。

消費者庁消費者教育推進課長

経済産業省製造産業局生活製品課長

環境省「ファッションと環境」タスクフォースリーダー

（2）連携会議は、必要があると認めるときには、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 事務局

連携会議の庶務は、消費者庁、経済産業省及び環境省が共同処理する。